

I 補償内容

Q1	航空機の欠航や遅延になってしまった場合、保険での補償はありますか。	「旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）」 「航空機遅延費用（航空機遅延費用等補償特約（実損払型））」 があります。 ●いずれかの特約をセットしているご契約で、海外旅行の目的をもって住居を出発後、台風で飛行機が欠航や遅延した場合に、被保険者（旅行者）が負担された交通費や宿泊費などの費用をご請求いただけます。 ただし、航空会社等から補償を受けられた費用につきましては、重複して保険金をお支払いすることはできません。 ●海外航空機欠航補償プラン（費用・利益保険 海外航空機欠航補償保険特約セット興行中止保険）等にご加入の場合は、別途お問い合わせください。 ●お支払いする保険金はQ2からQ4に、事例はQ5からQ10に記載していますのでご覧ください。 お支払いする保険金の詳細や対象となる費用については海外旅行保険ご契約のしおり（概要・約款）でご確認いただくか、弊社にお問い合わせください。 ○ご契約のしおり（概要・約款）はこちらからご確認ください →https://kaigai-service.com/index.php?id=kaigaihoken
Q2	搭乗予定便が遅延・欠航した場合、どのような費用が対象となりますか。	「旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）」 「航空機遅延費用（航空機遅延費用等補償特約（実損払型））」 のいずれかの特約をセットしているご契約で、被保険者（旅行者）が負担された費用をご請求いただけます。 ■ 旅行中の事故による緊急費用補償特約 搭乗予定の航空機の遅延・欠航により、海外旅行中に負担を余儀なくされた宿泊費、交通費、食事代、国際電話料等通信費、目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等を5万円を限度にご請求いただけます。ただし、食事代については、6時間以内に代替便を利用できない場合に、出発地において代替便が利用可能となるまでの間に負担した費用（5千円限度）に限ります。 ■ 航空機遅延費用等補償特約（実損払型） 搭乗予定の航空機の遅延・欠航により、出発予定時刻から6時間以内に代替便を利用できない場合、出発地において代替便が利用可能となるまでの間に負担した宿泊費、交通費、食事代、国際電話料等通信費、目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等を2万円を限度にご請求いただけます。 お支払いする保険金の詳細や対象となる費用については海外旅行保険ご契約のしおり（概要・約款）でご確認いただくか、弊社にお問い合わせください。 ○ご契約のしおり（概要・約款）はこちらからご確認ください →https://kaigai-service.com/index.php?id=kaigaihoken

I 補償内容

Q3	搭乗便の着陸地が変更となった場合、どのような費用が対象となりますか。	「旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）」 「航空機遅延費用（航空機遅延費用等補償特約（実損払型）」 のいずれかの特約をセットしているご契約で、被保険者（旅行者）がご負担された費用をご請求いただけます。 ■ 旅行中の事故による緊急費用補償特約 搭乗した航空機が着陸地変更したことにより、海外旅行中に負担を余儀なくされた宿泊費、交通費、食事代、国際電話料等通信費、目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等を5万円を限度にご請求いただけます。 ただし、食事代については、着陸時刻から6時間以内に代替便を利用できない場合に、着陸地において代替便が利用可能となるまでの間に負担した費用（5千円限度）に限ります。 ■ 航空機遅延費用等補償特約（実損払型） 搭乗した航空機が着陸地変更し、着陸時刻から6時間以内に当初の目的地に向かう代替便を利用できない場合、着陸地において代替便が利用可能となるまでの間に負担した宿泊費、交通費、食事代、国際電話料等通信費、目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等を2万円を限度にご請求いただけます。 なお、交通費には航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用を含みます。 お支払いする保険金の詳細や対象となる費用については海外旅行保険ご契約のしおり（概要・約款）でご確認いただくか、弊社にお問い合わせください。 ○ご契約のしおり（概要・約款）はこちらからご確認ください →https://kaigai-service.com/index.php?id=kaigaihoken
Q4	旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）の上限金額は1人5万円ですか？	はい。 保険期間（保険のご契約期間）を通じて被保険者（旅行者）1名につき5万円※がお支払いの限度額です。 ※食事代は5千円が限度となります。

I 補償内容

Q5	空港到着後、搭乗便の出発が7時間遅延することになり、空港のレストランで食事を取りました。 この食事代は対象になりますか。	「旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）」 「航空機遅延費用（航空機遅延費用等補償特約（実損払型））」 のいずれかの特約をセットしているご契約で、被保険者（旅行者）がご負担された食事代をご請求いただけます。 ※6時間未満の遅延の場合、食事代は対象となりません。 お支払いする保険金の詳細や対象となる費用については海外旅行保険ご契約のしおり（概要・約款）でご確認いただくか、弊社にお問い合わせください。 ○ご契約のしおり（概要・約款）はこちらからご確認ください →https://kaigai-service.com/index.php?id=kaigaihoken
Q6	帰国便が欠航し、現地で延泊した場合のホテル代は対象となりますか。	「旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）」 「航空機遅延費用（航空機遅延費用等補償特約（実損払型））」 のいずれかの特約をセットしているご契約で、被保険者（旅行者）がご負担された宿泊費をご請求いただけます。 お支払いする保険金の詳細や対象となる費用については海外旅行保険ご契約のしおり（概要・約款）でご確認いただくか、弊社にお問い合わせください。 ○ご契約のしおり（概要・約款）はこちらからご確認ください →https://kaigai-service.com/index.php?id=kaigaihoken
Q7	航空機の欠航や遅延が原因で、空港の有料ラウンジで夜を明かしました。 ラウンジの使用料金は補償されますか。	ラウンジの使用料金を補償する特約はございません。 ラウンジの使用料金は、『宿泊施設の客室料』に該当しないため、 「旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）」 「航空機遅延費用（航空機遅延費用等補償特約（実損払型））」 においてもお支払いの対象となりません。
Q8	搭乗予定の航空機が欠航しましたが、ホテルや食事は全て航空会社で手配されたため、自己負担費用が全くありません。 この場合も何か補償されますか。	自己負担がない（損害が発生していない）ため、お支払いの対象となりません。

I 補償内容

Q9	帰国便に搭乗後、着陸地の変更が告げられ、別の空港に到着しました。 もともと到着する予定の空港に車を停めていたため電車で移動する必要があり、交通費が発生しましたが対象となりますか。	「旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）」 「航空機遅延費用（航空機遅延費用等補償特約（実損払型））」 のいずれかの特約をセットしているご契約で、被保険者（旅行者）がご負担された交通費をご請求いただけます。 ※航空機遅延費用の場合は、6時間以内に代替機が利用できない場合に限りです お支払いする保険金の詳細や対象となる費用については海外旅行保険ご契約のしおり（概要・約款）でご確認いただくか、弊社にお問い合わせください。 ○ご契約のしおり（概要・約款）はこちらからご確認ください →https://kaigai-service.com/index.php?id=kaigaihoken
Q10	航空機が欠航し、翌日便で日本到着後、帰宅途中に自宅近くのレストランで食事を取りました。この食事代は対象になりますか。	対象となりません。 「旅行事故緊急費用（旅行中の事故による緊急費用補償特約）」 「航空機遅延費用（航空機遅延費用等補償特約（実損払型））」 でお支払いする食事代は、航空機の6時間以上の遅延や欠航等により、出発地・乗継地・着陸変更地で代替機が利用可能となるまでの間に負担された場合に対象となります。 お支払いする保険金の詳細や対象となる費用については海外旅行保険ご契約のしおり（概要・約款）でご確認いただくか、弊社にお問い合わせください。 ○ご契約のしおり（概要・約款）はこちらからご確認ください →https://kaigai-service.com/index.php?id=kaigaihoken
Q11	台風が接近しているので心配になり、旅行を全てキャンセルした場合の旅行代金は補償されますか。	補償する特約はございません。 ただし、被保険者（旅行者）または同行予約者の居住する建物、家財が台風により100万円以上の損害を受けたことにより旅行をキャンセルされた場合は、「旅行キャンセル費用補償特約」の対象となります。

I 事故のご報告

Q12	いつまでに事故報告をしたらよいですか。	事故発生の日から30日以内にご連絡をお願いいたします。 ○事故受付専用ページはこちら→ https://www.jihoken.co.jp/saa/
Q13	保険金に必要な書類を教えてください。	必要書類についてはこちらをご参照ください→ https://www.jihoken.co.jp/procedure/documents.html また、ご契約時にお渡ししている海外安心サービスガイドブックに同封の「海外旅行保険金ご請求のご案内」に、補償項目ごとの必要書類が記載されておりますのでご確認ください。
Q14	航空機の遅延や欠航の事故証明書はどのように取得すればよいですか。	航空会社または旅行会社より、搭乗予定の便が欠航・遅延したことのわかる事故証明書を取得してください。 (大型台風等でニュースとなっている場合でもご提出をお願いしております。) ※航空会社のホームページよりインターネットで取得される場合等、証明書に保険の対象となる被保険者(旅行者)のお名前の記載がない場合は、欠航がわかる証明書と搭乗券やEチケットを併せてご提出ください。
Q15	航空機の遅延や欠航に関して保険金を請求する際に現地で取得しておくべき必要書類を教えてください。	下記の書類をお手配いただき、弊社までご提出ください。 ・航空会社または旅行会社が証明する事故証明書(欠航・遅延証明書) ※インターネットで取得される場合等、証明書に保険の対象となる被保険者(旅行者)のお名前の記載がない場合は、欠航がわかる証明書と搭乗券やEチケットを併せてご提出ください。 ・追加で負担した費用を確認できる領収書(原本)